校則改正に向けての流れ

校則改正委員会立ち上げ

- 10月頃、生徒会から校則改正に向け、校則改正委員会を組織するため、全学年から校則改正委員を募集し、10名程度の委員会を組織する
- 人が集まらなかった場合は、生徒会がその役割を担う

校則改正委員会の動き

学級内検討
- 学級内で現在の校則に関する内容の検討を実施し、校則改正委員会へ意見を集約する

校則検討
- 校則改正委員会に集約された意見を精査し、校則を改定する内容を検討する

中央委員会承認
- 校則改正委員会で検討した改定案を中央委員会で提案し、審議・承認を得る

教員説明
- 中央委員会で承認を得た改定案を先生方に説明し、検討を要請

学校側の動き

アンケート配布
- iCS、全保護者、全教員に対してアンケートを配布し、現在の校則に関して意見や要望を回収

校則検討
- 上記から寄せられた意見に対して、生活指導部を中心に精査し、校則を改定する内容を検討する

途中経過報告
- 会議等で、iCS、保護者、教員の意見をもとに校則の改定案を提示し、意見を集約する

生徒意見の聞き取り
- 校則改正委員会が中央委員会で承認を得た校則改定案の説明を受ける

生徒改正案の検討
- 校則改正委員会が提示した案に対して意見を集約し、承認する部分と承認できない部分を話し合う

校則改正委員会へ提案
- 校則改正委員会の意見に対する返答と、iCS・保護者・教員側のまとめた意見を伝え、校則改正委員会と合意を得る

教員意見とすり合わせ
- 学校側からの意見を聞き、お互いの合意を得る

最終案の作成
- 生徒案と学校側の案を合わせ、次年度の最終案を作成する

学校長へ説明

- 生徒改定案と学校改定案を合わせた最終案を校則改正委員会がまとめ、学校長へ直接説明し、承認を得る
- 承認が得られれば次年度の4月から改定案を施行する

全校生徒へ講話

- 新年度の4月に行われる新入生説明会において、校則の考え方、捉え方について校則改正委員より説明